

令和4年度～令和6年度認定分
美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金
(対象従業員用)

R4.11.1 時点版

美作市内での正規雇用の従業員の雇用促進及び市外在住者の美作市への定住を促進するための奨励金を交付します。

奨励金額

奨励金の額 **20万円** (対象従業員1人当たり)

対象事業所に10万円、対象従業員本人に10万円を交付します。

対象事業所

次のア～ウの全ての要件に該当する事業所が対象です。

- ア 市内に住所を有する事業所
- イ 雇用保険適用事業所
- ウ 対象従業員を雇用する事業所

※市税の滞納がある場合（徴収猶予を受けている場合を除く。）、風営法届出事業者、宗教団体等は対象となりません。

対象従業員

次のアとイの要件に該当する従業員が対象です。

- ア **令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間** に正規雇用された従業員であること。
- イ 美作市の住民基本台帳に記録があること。（市外の者を正規雇用従業員とした場合は、正規雇用従業員とした日から6か月以内に本市の住民基本台帳へ記録されていること。）

※事業主が事業を承継させることを目的として正規雇用従業員とした者については、奨励金の交付を受けるまでにその者が事業主となった場合も正規雇用従業員とみなします。

※美作市企業立地雇用促進奨励金その他市から交付される事業所の運営に係る補助金等の補助要件、算定基礎等になっている場合は対象となりません。

「正規雇用された従業員」とは、雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用された方で、雇用保険被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）をいいます。

手続き その1 認定申請手続

対象事業所は、対象従業員を雇用されたら、「認定申請書」に次の書類を添付して提出してください。

(添付書類)

- ①対象従業員及び事業継承者一覧表
- ②法人登記簿謄本（個人事業主の場合は事業概要のわかるもの）

※就業規則の添付は不要としました。

手続き その2 交付申請手続

交付申請手続の提出時期は、手続き その1の認定申請手続を行った年度の翌年度で、かつ、対象従業員を雇用してから12か月以降になりますのでご注意ください。

対象事業所は、「交付申請書」に次の書類を添付して提出してください。

審査終了後に請求書記載の指定口座に奨励金を振り込みます。

(添付書類)

- ①対象従業員及び事業継承者一覧表
- ②雇用契約書又は労働条件通知書等の写し
- ③公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳の写し（対象従業員の雇用の日から12か月後以降に発行のもの。事業を承継する者が事業主となった場合は不要）
- ④委任状
- ⑤対象従業員の住民票（抄本）の写し（対象従業員の雇用の日から12か月後以降に発行のもの）
- ⑥対象事業所の市税等を完納していること又は徴収猶予を受けていることの証明書の写し（完納証明書）
- ⑦対象従業員の市税等を完納していること又は徴収猶予を受けていることの証明書の写し（完納証明書）
- ⑧奨励金交付請求書、振込口座の通帳の写し
- ⑨調査票

※交付申請までに対象従業員が離職や転出をした場合は対象となりません。

申請年度

※認定を受けた年度の翌年度が
交付申請を行う年度となります。

※各認定申請年度に対する交付申請
行う年度は右記のとおりです。

認定申請年度		交付申請年度
令和4年度	→	令和5年度
令和5年度	→	令和6年度
令和6年度	→	令和7年度

〒707-8501 岡山県美作市栄町38-2 電話 0868-72-6695

美作市役所 産業政策部 商工政策課

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。